

「第7次三重県医療計画中間評価報告書（中間案）」に関するパブリックコメントに対して寄せられたご意見等について

<p>対応区分</p> <p>①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。</p> <p>②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。</p> <p>③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。</p> <p>④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）</p> <p>⑤その他（①から④に該当しないもの。）</p>

<p>いただいたご意見等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	区分	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第3章 中間評価の結果	がん	1 4	・三重県では、県民向け体験型啓発イベントとして、「県民健康の日記念イベント」を開催し、乳がんモデルを活用した普及啓発等を行っても、子宮頸がんの受診率が悪化している。健康の日記念イベントはやめてはどうか。	④	・子宮頸がん等のがん検診受診率が低いことをふまえ、引き続き、企業等と連携したがん検診の重要性やがんに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、ナッジ理論など新たな手法を活用することにより、がん検診を行う市町の受診率向上に向けた取組の支援を行っていきます。 ・県民健康の日記念イベントについては、普段健康に気をつけてみえる方以外にも、健康無関心層の方にも健康づくりに関する気づきや動機づけの機会になることから、今後も開催内容を工夫しながら県民の皆さんに情報を届ける機会として活かしていきたいと考えています。
2	第3章 中間評価の結果	がん	8	・ナッジ理論を活用したと言うならば、がん検診の場所に至るまでの県道の渋滞解消に向けて、総力を挙げられたい。現状では、大渋滞を潜り抜けるといった心理的障壁を乗り越える必要がある。ナッジ理論以前の問題が山積しているのではないか。	⑤	・ナッジ理論の活用については、ソフト的な支援を想定しており、実施体制調査、相談窓口による相談支援、勧奨資材の作成等を通じて、がん検診を行う市町の受診率向上に向けた取組みの支援を行っていきます。
3	第3章 中間評価の結果	がん	8	・三重県が、がん教育の円滑な全面実施に向けた体制整備を進めることは無いのではないか。整備に向けて審議会や委員会を開くときに、実務家の委員を選定する能力が三重県にないのではないか。	⑤	・国の施策や学習指導要領の改訂をふまえ、教育委員会等とも連携しながら、がん医療に携わる医療従事者やがん患者・経験者等の外部講師による授業の実施等、学校におけるがん教育を進めていくことにより、がんにかからないための健康的な生活習慣づくりとがん予防の普及啓発、がんの早期発見の推進につなげていきます。

No.	該当箇所	区分	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	第3章 中間評価の結果	がん 脳卒中 心血管疾患	8	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防啓発は、患者に対する偏見や差別となることが決して無いよう取り組むべきである。「三重とこわか健康県民会議」や「三重とこわか健康マイレージ事業」の全廃を求めたい。 課題の箇所に「健康無関心層を含めた県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むための仕組みづくりが必要です。」と書かれている現状を見ても、とこわか健康県民会議やとこわか健康マイレージ事業は、仕組みづくりとして効果を発揮していない。全廃を要求する。 	④	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防啓発は患者やその予備軍の方に偏見や差別が生まれ、助長されることのないよう取り組むべきだと考えています。 三重とこわか健康県民会議とは、「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現に向け、企業、関係機関・団体、地方自治体等が一体となって、社会全体で県民が継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図り、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業における健康経営の取組を推進することを目的として設置しました。今後も、各団体、構成員と情報共有を図り連携することで、健康無関心層を含めた全ての県民にアプローチを図り、オール三重で健康づくりの取組を推進していきます。 健康マイレージ事業は、市町が実施主体となり、健康づくり取組メニューの設定等については地域の実情に応じてそれぞれ工夫を凝らし推進しています。県としては、市町の実施を後押しするため、好事例の共有、事業の周知、三重とこわか健康応援カードの作成、マイレージ特典協力店、マイレージ取組協力事業所の依頼や認定等を行っており、今後も市町や企業と連携し、県民の皆さんの健康づくりの推進に取り組んでいきます。 健康づくりに取り組む社会環境づくりを推進するために、多くの人々が一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要です。県では令和元（2019）年度に創設した「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度を軸に、各職場における健康づくりを支援するため、企業における主体的な健康経営の取組を「見える化」して更なる取組を促進していくこととしています。 県では健康無関心層を含めた県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む仕組みとしてこれら3つを柱に取組を推進しています。
5	第3章 中間評価の結果	がん 脳卒中 心血管疾患	6	<ul style="list-style-type: none"> 「がん検診の受診を控える傾向が見られました。」とあるが、医療機関側のコロナ対策としての、いわゆる3密を防ぐ意味での受診者数の制限・抑制や一部の健診項目（例：胃内視鏡検査等）の中止、また、保険者側の特定健診や人間ドックの中止など、受診者の意思によらない要因もある。 	③	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出や3つの密を避けるための感染症対策への取組が進められることにより、各医療機関等で実施される検診や健診等の延期等が一部見られました。当該延期等により、健診や健診等が受診できなかった方々に対しては、別に受診機会が設けられるよう努めていきます。
6	第3章 中間評価の結果	がん 心血管疾患	4 6 7	<ul style="list-style-type: none"> 三重県は、「三重とこわか健康マイレージ事業」を開始し、市町のがん検診の受診に対しインセンティブを付与する等個人の主体的な健康づくりの取組を促しました、とは言えないのではないかと。三重県が市町に丸投げをして、対象の開始年齢が市町ごとにばらついているのを見て見ぬふりをしているからではないか。 三重県が「妊孕性温存治療費助成事業」を開始したところで、マイレージ事業の開始年齢がばらついているので、居住する市町により助成事業を受けられない可能性があるのではないかと。 「小児・AYA世代を含むがん患者」に対してマイレージによるインセンティブを付与していない県内市町に対しては、三重県が何らかの行政指導を行われたい。 「全ての保険者での受診率向上が重要であり、」と言うのであれば、とこわか健康マイレージ事業で、三重県の県内市町が制度の狭間に陥らせている年齢の受診率向上に向け、市町に対して開始年齢を揃えるよう促すなり、財政的支援を行うなり、何か動くべきではないか。 	④	<ul style="list-style-type: none"> 健康マイレージ事業は、市町が実施主体となり、健康づくり取組メニューの設定等については地域の実情に応じてそれぞれ工夫を凝らし推進しています。県としては、市町の実施を後押しするため、好事例の共有、事業の周知、三重とこわか健康応援カードの作成、マイレージ特典協力店、マイレージ取組協力事業所の依頼や認定等を行っており、今後も市町や企業と連携し、県民の皆さんの健康づくりの推進に取り組んでいきます。 「三重県がん患者妊孕性温存治療費助成事業」は、温存治療を開始した日における年齢が40歳未満であることに加え、温存治療開始日から終了日までの間、三重県内に住所を有している等の要件を満たせば助成の対象となります。一方、「健康マイレージ事業」は、市町が実施主体となり、健康づくり取組メニューの設定等については地域の実情に応じてそれぞれ工夫を凝らし推進しています。 みえ県民カビジョン・第三次行動計画においても特定健診受診率を指標においており、県民一人ひとりがそれぞれの健康課題を正確に把握しそれを改善しようとする意欲を高めることが必要であると考えています。
7	第3章 中間評価の結果	がん 糖尿病	9	<ul style="list-style-type: none"> 三重県が、正しい知識の普及啓発に努めることは無いのではないかと。まずは三重県そのものが正しい知識を習得する必要がある。 県民に普及啓発をする前に、まずは、三重県職員が正しい知識を持つべきではないかと。また、県内市町の職員にも正しい知識を持たせるべきではないかと。 	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町の担当職員が正しい知識を持った上で取組を推進することが大切であると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。